議案第50号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月11日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年 条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表新型インフルエンザ等対策連絡会議委員の項の次に次のように加える。

自殺対策行動計画 策定委員会委員	弁護士、医師及 び大学教授等	同	15,	000円
水比安只云安只	その他	同	6,	400円

別表教育・保育施設等設置及び運営法人選考委員会委員の項を削り、同表教育支援センターの項の次に次のように加える。

歴史民俗資料館長	月額200,000円以内で市長が定める額
----------	----------------------

別表なす風土記の丘湯津上資料館長の項中「同 180,000円」を「月額200,000円以内で市長が定める額」に改める。

附則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。